

○改正後の附則第二項による規則第二条及び第二条の三の読替比較表

読替え後の規定	読替え前の規定
<p>(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体(第二条の三第一号において「特定被災地方公共団体」という。)である市町村から東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。第二条の三第一号において同じ。)により特に必要となつた一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、附則第四項第一号イからニまでのいずれにも該当する者を含む。)</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)</p> <p>第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者(特定被災地方公共団体である市町村から東日本大震災により特</p>	<p>(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)</p> <p>第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者</p> <p>二 十一 (略)</p> <p>(一般廃棄物処分業の許可を要しない者)</p> <p>第二条の三 法第七条第六項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 市町村の委託を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者</p>

() は改正後の附則第二項により読み替える部分

に必要となつた一般廃棄物の処分（再生を含む。）の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分（再生を含む。）を業として行う者であつて、附則第四項第一号イからニまでのいずれにも該当する者を含む。）

二〇七（略）

二〇七（略）